

討議文書 (ディスカッション・ペーパー)  
日本の質問票に対する回答および今後の道筋  
(議題8、および議題12を含むその他の関連議題)

日本国政府

## 1. 背景

2014年の国際捕鯨委員会第65回総会において、日本政府は国際捕鯨取締条約 (ICRW) 附表に10(f)を追加し、2014年から2018年の期間における、専ら国内消費を目的とした、東日本沿岸域のミンククジラ (オホーツク海・西太平洋系群) の捕獲枠 (訳者注: 17頭) を定める提案を提出した。 (IWC/65/09 「ミンククジラ・オホーツク海/西太平洋系群の沿岸小型捕鯨船による捕獲のための附表修正提案およびその背景」、以下「STCW提案」を参照)。提案された捕獲枠は、IWC 科学委員会が2013年に完成させた改定管理方式 (RMP) の実施前評価 (Implementation Review) に基づくものであり、したがって提案海域の資源に対して悪影響を及ぼさないことは証明されていた。またこの提案は、IWCの改訂管理制度 (RMS) の議論の過程で提案された、監視、遵守、取締措置など幅広い管理措置が盛り込まれていた。さらに日本は、捕獲の大部分は、日本の領海および排他的経済水域において、小型船によって実施されると説明した。(前回総会における提案の説明においても、) 日本は、捕獲枠の設置提案に反対するIWC政府代表や締約政府から出された質問やコメントに対し詳しく回答し<sup>1</sup>、締結政府の懸念に対応するために最大限努力した。しかしながら投票の結果、提案は採択されなかった (賛成19票、反対39票、棄権2票)。

第65回総会のSTCW提案に関する議論により、IWCで更なる議論を必要とする基本的な論点が明らかとなった。締約政府間の議論を促すために、IWC日本政府代表である森下丈二博士は、IWC第65回総会後の2015年1月21日、事務局長あてに書簡と質問票を送付し (別添2)、すべてのIWC政府代表と締約政府にこれらを配布すること、及びこれらに対するIWC政府代表および締約政府の見解を提出するよう求めた。

本ディスカッション・ペーパーの目的は、締約政府が質問票に対してよせた回答をIWC全体で共有するとともに、IWCの現状に対する解決の糸口を提案することである。

<sup>1</sup> 日本は、委員会の前回会合で提起された論点に応える「IWC/65/09に対する追加情報」をIWC/65/21として2014年9月8日に提出した (別添1を参照)。

## 2. 回答の要約

質問票に対し、欧州 (EU)、ブエノスアイレス・グループ (GBA)、豪州、イスラエル、NZ、米国から回答が寄せられた (別添3を参照)。日本のSTCW提案に反対する締約政府の見解を得るべく、日本は2015年8月以来これらの政府とも接触をしている。

回答を寄せていただいた諸国に対し、日本より心からの謝意を表したい。

締約政府からの回答を以下に要約した。(注：(日本側で) 個々の質問に対応するよう回答を分類したが、実際は、寄せられた回答は、どれも質問に個別に答える形のものではなかった)

### (1) 質問票に対する締約政府からの回答

Q1. 日本が附表10(e) (訳者注：商業目的の捕獲を一時停止し、その間に科学的知見を収集し、ゼロ以外の捕獲枠を検討するよう定めた規定) を理由として沿岸小型捕鯨を再開することに反対するのであれば、第10項(e)のどの部分が商業捕鯨の再開を禁じているか、説明してください。

回答なし。

Q2. 附表10(e)ではなく、国の方針に基づいてあらゆる商業捕鯨に反対するのであれば、それを明確に説明してください。

回答なし。

Q3. 日本の沿岸小型捕鯨提案は、附表10(e)の削除を求めています。もし商業捕鯨モラトリウムは修正すべきではないという考えからこの提案に反対するのであれば、本文書1(d) (訳者注：別紙2の4ページ目。附表10(e)は商業捕鯨を禁止する規定ではなく、商業捕鯨の再開の手続きを定めた規定であるという日本の考え方を記載。) に記した日本の考え方に反対する理由を説明してください。

大部分の回答は、「商業捕鯨の全世界的モラトリウムを支持する」という総論的な主張を繰り返すものであった。

- 「商業捕鯨の全世界的モラトリウム維持に対する強い支持を繰り返し表明する。」 (EU)
- 「ブエノスアイレス・グループは、IWCによって1982年に定められた商業捕鯨モラトリウムの継続的实施を強く支持し、鯨の生産物の国際取引再開(日本の提案)に断固反対する。日本の提案は、現在有効なIWCの商業捕鯨モラトリウムを脅かすことになる。」 (GBA)
- 「あらゆる形の商業捕鯨に反対する豪州の立場に変化はなく、全世界的モラトリウムを強く支持する。」 (豪州)

- 「イスラエルは、IWCの商業捕鯨モラトリアムを支持しており、現時点でかかるモラトリアムを解除すべきではないという意見である。したがって、沿岸小型捕鯨に関して附表を修正するという日本の提案を支持することはできない。」(イスラエル)
- 「附表10(e)の根本的な目的は、過去においても今後においても、商業捕鯨にモラトリアムを設けるということである。」(NZ)
- 「米国もIWCの商業捕鯨モラトリアムを継続して支持する。」(米国)

Q4. 日本の沿岸小型捕鯨提案が、新たな捕鯨カテゴリー（訳者注：現在のカテゴリーは、先住民生存捕鯨、調査捕鯨、その他捕鯨（いわゆる商業捕鯨））を創設するものであると考えるのであれば、その理由を説明してください。

- 「提案が新たな捕鯨カテゴリーを創設するものではなく、商業捕鯨の捕獲枠の設定を図るものである、という日本の考えを認識した。」(EU)
- 「日本の沿岸小型捕鯨提案は、商業捕鯨モラトリアムが適用されない新たなカテゴリーの設定を実質的に提案しているに等しい。」(NZ)

Q5. 日本の沿岸小型捕鯨提案の捕獲頭数について、科学的な疑惑や懸念があるのであれば、そうした疑惑、懸念を明確に述べてください。また、かかる疑惑、懸念が完全に解消されれば、同提案を支持することができるか否かについても回答してください。支持できない場合は、その理由を説明してください。

（捕獲に混じる可能性のある）J系群（日本海・黄海・東シナ海系群）の減少に対し、一般的な懸念を繰り返し表明した回答がいくつかあったが、提案の捕獲によってなぜJ系群が減少するのかについての具体的、科学的な説明はなかった。（訳者注：東日本沿岸域のミンククジラの捕獲枠17頭の提案は、J系群の捕獲の可能性を考慮した上で算出されたもの）

- 「IWC65ですでに表明したように、商業的側面を考慮に入れたときに沿岸小型捕鯨が鯨の個体数に与える影響についての重大な懸念を我々は繰り返し表明する。これに加え、同じくIWC 65で既に表明したように、この提案の科学的ならびに手続きにかかわる側面の一部には、我々に懸念を抱かせるものがある。」(EU)
- 「国際捕鯨委員会から保護資源として指定された資源量の乏しい「J系群」への潜在的な影響について、IWC科学委員会が懸念を表明していることを思い起こすよう、[ブエノスアイレス・グループ]は求める。」(GBA)
- 「[我々は]かかる提案が、資源量の乏しい「J系群」に与えかねない影響を懸念している。」(イスラエル)
- 「NZは、この提案によって捕獲されることになる資源、とりわけ国際捕鯨委員会から保護資源として指定された資源量の乏しい「J系群」への影響に関し、従前に表明した懸念を繰り返し表明する。」(NZ)

Q6. IWC 科学委員会が完成させた改定管理方式 (RMP) 実施前評価 (Implementation Review)にもとづく捕獲頭数を支持できないのなら、その理由を説明してください。

回答なし。

Q7. 日本の沿岸小型捕鯨提案に反対する理由が、その捕殺方法にあるのなら、支持可能なその他の捕殺方法を示してください。

- 「死に至るまでの時間に関する全てのデータを、全ての国が提出しているわけではない。こうした透明性の欠如が、鯨の捕殺方法とこれに関連する動物愛護問題に関するワーキンググループが作業を進めるにあたってその力を十分に発揮できない原因となり、特に捕鯨で用いる具体的な捕殺方法を承認するにあたっての支障となっている。」  
(NZ)

Q8. 日本の沿岸小型捕鯨提案を支持することができない理由が、Q1からQ7までの質問で示されていない理由によるのなら、その理由を説明してください。また、なぜそうした立場を取るのか、その理由も説明してください。

回答なし。

(2) IWC ウェブサイト経由の公開質問票以外の場合で上記国以外から寄せられたコメント (注記 国名は非公開)

- 「商業捕鯨モラトリアムに対する適用除外を認めると、十分な監督制度のない途上国で鯨が過剰に捕獲されるおそれがある。これが、商業捕鯨モラトリアムの維持を支持する理由である。」
- 「国内法によって鯨の保護が義務付けられ、捕鯨が禁止されているので、沿岸小型捕鯨提案を支持することはできない。」
- 「モラトリアムは一般原則であり、これに対する適用除外はIWC総会での承認が必要となるので、沿岸小型捕鯨提案は承認されないであろう。」

### 3. 回答の分析と議論

IWC第65回総会における議論、またその後のインターネットを用いた公開の議論を行った日本の意図は、STCW提案に反対する締約政府の見解の元となった法的根拠、科学的根拠、その他の根拠を明確にし、特定することであった。

質問票に、STCW提案への反対の背景にあるあらゆる理由とともに、附表10(e)の法的解釈、RMPやその他科学委員会の仕事では対応できない科学的な懸念に関する具体的な質問が含まれていたのは、こうした意図があったためである。

全く予想外ではなかったにせよ、今回のプロセスの全体を通して寄せられた回答のうち、これらの具体的な質問に応えたものはなく、またSTCW提案に反対する明確な科学的または法的な根拠を示さなかったことは残念である。回答の中には誤解に基づくものもあった。具体的には、以下を確認した。

- 日本のSTCW提案への反対の根拠が附表10(e)であるか否か、についての質問に対する回答はなかった。したがって、この反対は附表10(e)の文言理解に基づくものではない、と解釈することができる。むしろ、回答の大多数は、モラトリアムは現在有効であり今後も例外なく維持されるべきである、よってモラトリアムを支持する、と総論的に説明するにとどまっていた。

[注：附表10(e)の文言が、商業捕鯨そのものを禁止してはならず、また商業捕鯨モラトリアムを**暫定措置**として意図したことは明確である。STCWのために捕獲頭数を設定することは、現在の第10項(e)と矛盾しない。商業捕鯨モラトリアムについての参考として、IWC/65/21の第1項を参照されたい（本資料の別添1）]

- STCW提案（による捕獲枠設置）が資源におよぼす「潜在的な影響」を懸念する理由について、新たな科学的根拠を示す回答はなかった。

[注：科学委員会の2013年RMP実施前評価の計算は、J系群を枯渇させるリスクを十分に考慮しており、また日本の沿岸小型捕鯨のための小規模な捕獲枠は資源に害をおよぼすものではない、と結論付けていることを想起すべきである。これにより、沿岸小型捕鯨が資源に与えかねない影響に対して表明された懸念は、科学的な議論にもとづくものではないことが明らかである。論理的な推測として、一部の回答者は、商業捕鯨再開の反対という政策的立場にもとづき、J系群や環境変化双方のリスクがRMPの計算で考慮されているにもかかわらず、それらリスクを引用して、従来通りの懸念を表明し続けていると考えるのが論理的な推測である。参考としてIWC/65/21の第3項を参照されたい（本ディスカッション・ペーパーの別添1）]

質問票に対する回答は、ICRW（の理念として）明記されており、さらに国際司法裁判所(ICJ)の2014年判決で追認したように、持続的利用が可能な資源と考える者と、資源が豊富であることが証明されたにもかかわらず、全ての鯨を保護すべきと考える者との間の見解の根本的な相違を、改めて浮き彫りにした。

とりわけ、これらの回答は、STCW提案への反対は、法的あるいは科学的根拠に基づくものではなく、あらゆる形の捕鯨に反対する国々の政策的立場の反映であることを示している。これらの回答は、商業捕鯨モラトリアムの見直しという問題について、なぜ過去30年間全く進展が見られなかったのか、その理由を明らかにした。

この根本的な見解の相違に向き合わずに日本のSTCW提案が受け入れられることはないだろうという認識に基づき、日本としては、見解の不一致の中心をなす問題に取り組むほかに、今後の道筋を見出すことはできない。

見解の根本的な相違をいかにして克服するかという問題を、沿岸小型捕鯨の文脈だけではなく、IWCにおけるあらゆる議論の場で提起する必要がある。日本は今次総会でSTCW提案を再提出しないが、締約政府間の見解の相違によって、国際捕鯨取締条約の目的（訳者注：鯨類資源の持続的な利用をもって捕鯨産業の健全な発展を図ること）を追究するIWCの能力が根本から損なわれているという事実に対し、日本は引き続き注意喚起していくつもりである。

#### 4. 今後の道筋

2016年は、いわゆる「商業捕鯨モラトリアム」実施30年目に当たる。今日に至るまで、IWCの作業は、上記の根本的な見解の相違のために手詰まり状態であり、かかる不一致の改善にむけた進展はほとんど見られない。

IWCが全てのメンバーにとって公平でバランスがとれた、有意義な結果や成果を生み出すためには、IWCは、例として、以下のような質問に答えるべきである。

- > 鯨と捕鯨に関する根本的な立場の相違がIWCにおける建設的な議論を妨げていると認識し、本資料2 (1)に示したような根本的な問題に対する取り組みを開始する意志が我々にあるか。
- > どうすれば、少なくとも当面の間、個々のメンバーの根本的な立場を尊重しつつ、IWCの「機能不全」を克服できるのか。
- > どうすれば、ICRWの規定にしたがいつつ、鯨の持続可能な管理と保存の双方を達成できるのか。締約政府間に協調関係が築かれれば、これら二つの目的に向けた努力を効率的に促すことができる。

日本は、非公式かつ非拘束を基本に、第66回総会の期間中、また必要な場合には、総会後の会期間中の適切な環境において、これらの質問に関する議論を行うことを提案する。公式見解を繰り返し表明することは、このような取り組みの目的にそぐわない。我々は、締約政府のすべてが上記で提起された問題を淡々と考え、建設的に取り組むことを促す。このような問題へ取り組むために目に見える努力が誠実になされてこそ、国際捕鯨委員会自身は機能することができる。

#### 参考文書

- 別添 1 日本が2014年9月8日に提出したIWC/65/21
- 別添 2 日本代表IWCコミッショナーからの2015年1月21日の書簡
- 別添 3 諸国の回答

(日本提出)

**IWC/65/09 (沿岸小型捕鯨船によるミンククジラ・オホーツク海／西太平洋系統群の捕獲のための附表修正に関する日本の提案およびその背景) に対する追加情報**

本文書の目的は、沿岸小型捕鯨船によるミンククジラ・オホーツク海／西太平洋系統群の捕獲のための附表修正に関して日本が行った提案IWC65に対し、従前の議論の繰り返しを避け、日本の提案を取り巻く重要な問題についてのより良い理解を図るために、追加情報を示すことである。過去のIWC会合で同様の提案が提示されているが、それら提案に対する反対意見の主要な論点は以下のように要約することができる。

- (i) この提案は商業捕鯨モラトリアムに違反する。モラトリアムは現在有効であることから、いかなる商業捕鯨も許可されるべきではない。
- (ii) 捕鯨の新たなカテゴリー創設に反対。これが創設されればモラトリアムを侵害する。
- (iii) J系群に対するリスク、定置網による混獲、および第二期北西太平洋鯨類捕獲調査 (JARPN II) による捕獲を懸念する。

### 1. 商業捕鯨モラトリアム

IWC/65/09で説明したように、附表10(e)の商業捕鯨モラトリアムは、科学的情報の不確実性を理由に導入されたもので、捕鯨活動における営利性が否定されるべきものとしてみなされたために導入されたものではない。附表10(e)において商業捕鯨というカテゴリーは、先住民生存捕鯨やICRW第VIII条の特別許可を受けた研究計画以外の捕鯨活動を指定するための方法として用いられた。

したがって、最良の科学的助言に基づき持続可能な捕獲頭数が設けられるのなら、商業捕鯨モラトリアムは商業捕鯨再開を否定しない。モラトリアムが営利性を理由に導入されたのではない以上、日本による沿岸小型捕鯨の再開の提案を、営利性を理由に否定するのは非論理的である。

全ての鯨種が絶滅危惧種ないし減少種であるために商業捕鯨モラトリアムが定められた、捕鯨活動における営利性は否定された、捕鯨自体が好ましくないこととしてみなされた、商業捕鯨は永久に禁止されている、といった思い込みが

(水産庁仮訳)

存在する。



これらは全て根拠がない思い込みである。

附表10(e)の文言を再度確認する必要がある。

(e) 附表10の他の規定にかかわらず、全ての資源についての商業目的のための鯨の捕獲頭数は、1986年の沿岸捕鯨の解禁期及び1985/1986年までの遠洋捕鯨の解禁期について並びにそれ以降の解禁期についてゼロとする。この(e)の規定は、最良の科学的助言に基づいて検討されるものとし、委員会は、遅くとも1990年までに、同規定の鯨資源に与える影響につき包括的評価を行うとともに(e)の規定の修正及び他の捕獲頭数の設定につき検討する。

この規定を客観的に読めば、モラトリアムについての思い込みとの間に重大な相違と矛盾があることが明白となる。

まず、この規定に商業捕鯨を永久に禁じる文言はない。この規定は商業捕鯨を、見直しのため、期限付きで一時的に停止するものである。さらに、この規定は鯨資源の包括的な科学的評価を行うことを命じており、またモラトリアム規定の修正および捕獲頭数の設定が可能であると規定している。附表10(e)の後段においては、「遅くとも1990年までに」と期限を明確に定めた上で、IWCに対して「同規定の鯨資源に与える影響につき包括的評価を行う」こと、ならびに「規定の修正及び他の捕獲頭数の設定につき検討する」ことを命じている。この規定が要求しているのは、商業捕鯨を一時的に停止すること、一時停止期間中に鯨資源の科学的評価を実施すること、附表10(e)を最良の科学的助言にもとづいて見直すこと、可能な場合はゼロ以外の捕獲頭数を設定すること、である。

附表10(e) に商業そのものを否定する文言がないことに注目すべきである。

「商業捕鯨」という用語は、先住民による捕鯨活動とそうでない捕鯨活動とを区別するためだけのカテゴリーとして用いられている。

商業捕鯨が営利的要素を持つという理由だけで商業捕鯨を否定することは、根本的に誤っている。営利的側面を恥じるべきことのように考えるのは奇妙でさえある。ホエール・ウオッチングを含む人間の活動の多くは営利活動である。

捕鯨以外の分野では営利活動が許されているのに、捕鯨において営利活動が否定されなければならない論理的な理由はない。  
論点とされるべきは、捕鯨が営利活動であるか否かではなく、捕鯨が持続可能であるか否かである。

## 2. 新たな捕鯨カテゴリーの設定

新たな捕鯨カテゴリーが、日本が沿岸小型捕鯨を再開するのを許可するために設けられることはない、ということは上記から明らかであろう。附表10(e)の文言は、最良の科学的助言に基づいて持続可能な捕獲頭数が設定されれば、商業捕鯨の再開を認めている。附表10(e)の現在の文言には商業捕鯨再開に至るステップが組み込まれているため、同項(e)を修正ないし廃止する必要さえない。言い換えれば、商業捕鯨モラトリアムを「解除」する必要はない。

持続可能な捕獲頭数を設定するためのツールは、1994年に国際捕鯨委員会が全会一致で採択した改定管理方式（RMP）である。日本が提案する捕獲頭数は、IWC科学委員会が2013年に完了させたミンククジラ・オホーツク海／西太平洋系統群に関するRMP実施前評価の結果に基づくものである。今回の提案は、この点において、従前の諸提案と比べ大きく異なり、根本的に改善されている。

## 3. J系群へのリスク、定置網による混獲、および第二期北西太平洋鯨類捕獲調査（JARPN II）による捕獲

ミンククジラ・オホーツク海／西太平洋系統群の捕獲に関するRMP実施前評価の適用試験（Implementation Simulation Trial (IST)）の過程において、オホーツク海・西太平洋系統群をターゲットとする捕鯨の過程でJ系群に悪影響がおよぶことの防止、ならびに、定置網およびその他の漁業による混獲が捕獲枠の持続可能性に与える影響に対して深甚な注意が払われた。J系群の問題は、系群構造について様々な仮定を設定することにより、ISTに組み込まれた。混獲の問題は、混獲数の過去の見積数と将来の予測数とをISTに織り込むことにより、対応がなされている。

したがって、2013年のRMP実施前評価にもとづく捕獲頭数は、J系群に対するリスク、および定置網による混獲についての懸念を十分に考慮した、

極めて控えめな捕獲頭数である。J系群に対するリスク、および定置網漁に付随する捕獲についての懸念を理由に、RMP実施前評価にもとづき提案されていた捕獲頭数に反対する科学的根拠はない。

オホーツク海／西太平洋系統群のミンククジラの保存にJARPN IIIによる捕獲がおよぼしうる影響は、SC/56/O1附属書（特別許可書に基づく北西太平洋における鯨類調査のための改訂研究計画(JARPN II)）で検討、提示されている。この附属書は「研究対象となったあらゆるケースにおいて、成熟メスの頭数は30年間にわたり増加する」と結論付けている。

#### 参考資料

森下丈二、GOODMAN, Dan、IWCの商業捕鯨モラトリアムは、価値判断を下すものではなく、恒久的な禁止を意図してはいなかった。2011年、*Aegean Review of the Law of the Sea and Maritime Law*, ISSN 1864-9610, DOI 10.1007/s12180-011-0020-z

森下丈二、商業捕鯨モラトリアムの真実、*SENRI ETHNOLOGICAL STUDIES* 83: 335-351 ©2013年、*Anthropological Studies of Whaling*、岸上伸啓、浜口尚、James M. Savelle編

(水産庁仮訳)

## 別添 2

日本国政府、農林水産省、水産庁

〒100-8907 東京都千代田区霞が関2-1-1 電話：+81-3-3502-2443 FAX: +81-3-3591-5824

2015年1月21日

国際捕鯨委員会事務局長  
サイモン・ブロッキントン博士  
The Red House, 135 Station Road  
Impington, Cambridge  
UK CB4 9NP

### 沿岸小型捕鯨に関する日本の提案（質問票）

ブロッキントン博士

ご案内のとおり、日本は国際捕鯨委員会第65回総会において、ミンククジラ・オホーツク海／西太平洋系統群の沿岸小型捕鯨船による捕獲のための附表修正に関する提案（IWC/65/09）を提出しました。この提案は、MCS（モニタリング、コンプライアンス、サベイランス）措置を含み、科学委員会が2013年に完了させた改定管理方式（RMP）実施前評価にもとづくものであったにもかかわらず、採択されませんでした（賛成19票、反対39票、棄権2票）。この提案に反対するIWCメンバーは、その理由として、商業捕鯨モラトリアムが存在していること、捕獲枠を設定するにあたっての科学的根拠についての懸念があること、新たな捕鯨カテゴリー設定に反対であること、商業捕鯨には無条件に反対であること、を挙げています。これらの論点に対し、日本は委員会第65回会合の場で詳しく回答し、争点を討議しました。しかしながら、さらに議論を深める必要がある残された論点や争点があると我々は思っています。

残された論点を明確にすることによって、IWCメンバー間の争点および見解の相違を明らかにすることができます。これは、日本の沿岸小型捕鯨という問題を進展させるために有益なことであろうと思います。また、これによってIWCの会合の場で同じ主張の繰り返しに無駄な時間を費やすことなく、IWCメンバー間の見解の相互理解のうちに問題を議論することが可能になるでしょう。

(水産庁仮訳)

国際捕鯨委員会第65回総会において日本は、沿岸小型捕鯨の様々な問題を議論するための閉会中のワーキンググループを設置することを提案しました。しかしながら、同会合後熟慮した結果、会合間のワーキンググループよりも回章による事務局を介した透明性のあるプロセスを使用したほうが、IWC全メンバー間の理解促進がより確実になり、より効果的であるという結論に至りました。これは、沿岸小型捕鯨を取り巻く諸問題を明確にするための重要かつ有益な第一ステップである、と我々は考えています。

したがって日本国政府は、本状に添付の質問票を添えたものを、IWCコミッショナー全員ならびにすべての締約政府に配布するよう求めます。また日本国政府は、IWCコミッショナー全員ならびにすべての締約政府に対し、これらの質問に対する回答を、2015年4月末までにIWC事務局経由で日本に提出していただくよう、お願いいたします。透明性を確保するために、回答者がそうすることに反対する場合を除き、日本国政府は、かかる回答がコミッショナー全員ならびに全ての締約政府に配布されることを求めます。

回答受領後、日本は、この沿岸小型捕鯨という問題の進展を図るために、事務局を経由してコミッショナー各位ならびに締約政府に追報の書簡を回章するなどの、さらなる行動を検討いたします。

引き続きよろしくお願い申し上げます。

敬具

日本代表IWCコミッショナー  
森下丈二

## 質問票

### (1) 国際捕鯨委員会第65回会合における主な論旨および日本の回答

ミンククジラ・オホーツク海／西太平洋系統群の沿岸小型捕鯨船による捕獲のための附表修正に関する日本の提案 (IWC/65/09、以下「日本の沿岸小型捕鯨提案」と呼ぶ) に対する反対意見の主な論旨、ならびにこれらの論旨に対する第65回会合の場における日本の応答は以下のように要約することができます。

#### (a) 商業捕鯨モラトリアム

##### (論旨)

商業捕鯨モラトリアムが有効であるので、いかなる商業捕鯨も許可されるべきではない。

##### (日本の応答)

附表10(e)、すなわち1982年に採択されたいわゆる商業捕鯨モラトリアムは、以下のよう  
に記している。

「10項の他の規定にかかわらず、全ての資源についての商業目的のための鯨の捕獲頭数は、1986年の沿岸捕鯨の解禁期及び1985/1986年までの遠洋捕鯨の解禁期について並びにそれ以降の解禁期についてゼロとする。この(e)の規定は、最良の科学的助言に基づいて検討されるものとし、委員会は、遅くとも1990年までに、同規定の鯨資源に与える影響につき包括的評価を行うとともに(e)の規定の修正及び他の捕獲頭数の設定につき検討する」。

この規定の最初の文は、商業捕鯨の捕獲頭数をゼロと定めているものの、商業捕鯨を恒久的に禁止していません。二つ目の文は、鯨資源の科学的な包括的評価、ならびにゼロ以外の捕獲頭数設定の検討を命じています。言い換えれば、附表10(e)は、商業捕鯨再開のための手続きを定めた規定です。

#### (b) 新たな捕鯨カテゴリーの創設

##### (論旨)

新たな捕鯨カテゴリーを創設することに反対する。

##### (日本の応答)

日本の沿岸小型捕鯨提案は、新たな捕鯨カテゴリーの創設を求めている。同提案は、附表10(e)に従い、商業捕鯨の捕獲枠を設定することを求めるものである。

#### (c) 科学的根拠

##### (論旨)

捕獲枠を設定するにあたっての科学的根拠について懸念がある。

**(日本の応答)**

日本の沿岸小型捕鯨提案は、IWC科学委員会が2013年に完了した改定管理方式(RMP)実施前評価(Implementation Review)に基づいている。ミンククジラ・オホーツク海／西太平洋系統群のRMP実施前評価の適用試験(Implementation Simulation Trial (IST))の過程において、オホーツク海／西太平洋系統群をターゲットとする捕鯨によるJ系群への悪影響の防止、ならびに、定置網およびその他の漁業による混獲が捕獲枠の持続可能性に与える影響に対して深甚な注意が払われた。J系群の問題は、資源について様々な仮定を設定することにより、ISTに組み込まれた。混獲の問題は、過去の混獲数の推定値と将来の予測数とをISTに織り込むことにより、対応がなされている。

**(d) 商業捕鯨モラトリアムの解除**

**(論旨)**

商業捕鯨モラトリアムは解除すべきではない。

**(日本の応答)**

日本の沿岸小型捕鯨提案は、附表への第10項(f)の追加を求めたが、附表10(e)、すなわちいわゆる商業捕鯨モラトリアムの削除は求めている。より具体的には、この提案が採択されたとしても、附表10(e)は有効であり続け、資源量が少ない鯨の捕獲枠はゼロのままである。

附表10(e)は、捕獲頭数「ゼロ」を、最良の科学的助言にもとづく包括的評価によって、それぞれの資源状況に応じて置き換えるための手順である。日本の沿岸小型捕鯨提案は附表10(e)と整合的である。

**(2) 国際捕鯨委員会メンバーへの質問**

日本はその他の国際捕鯨委員会メンバーに対し、以下の質問に回答するよう求めます。

**(質問 1)**

日本が附表10(e) (訳者注：商業目的の捕獲を一時停止し、その間に科学的知見を収集し、ゼロ以外の捕獲枠を検討するよう定めた規定)を理由として沿岸小型捕鯨を再開することに反対するのであれば、第10項(e)のどの部分が商業捕鯨の再開を禁じているか、説明してください。

**(質問 2)**

附表10(e)ではなく、国の方針に基づいてあらゆる商業捕鯨に反対するのであれば、それを明確に説明してください。

**(質問 3)**

日本の沿岸小型捕鯨提案は、附表10(e)の削除を求めています。もし商業捕鯨モラトリアムは修正すべきではないという考えからこの提案に反対するのであれば、本文書1 (d) (訳

者注：紙2の4ページ目。附表10(e)は商業捕鯨を禁止する規定ではなく、商業捕鯨の再開の手続きを定めた規定であるという日本の考え方を記載。)に記した日本の考え方に反対する理由を説明してください。

(質問 4)

日本の沿岸小型捕鯨提案が、新たな捕鯨カテゴリー（訳者注：現在のカテゴリーは、先住民生存捕鯨、調査捕鯨、その他捕鯨（いわゆる商業捕鯨））を創設するものであると考えるのであれば、その理由を説明してください。

(質問 5)

日本の沿岸小型捕鯨提案の捕獲頭数について、科学的な疑惑や懸念があるのであれば、そうした疑惑、懸念を明確に述べてください。また、かかる疑惑、懸念が完全に解消されれば、同提案を支持することができるか否かについても回答してください。支持できない場合は、その理由を説明してください。

(質問 6)

IWC科学委員会が完了させた改定管理方式（RMP）*実施前評価(Implementation Review)*に基づく捕獲枠を支持できないのなら、その理由を説明してください。

(質問 7)

日本の沿岸小型捕鯨提案に反対する理由が、その捕殺方法にあるのなら、支持可能なその他の捕殺方法を示してください。

(質問 8)

日本の沿岸小型捕鯨提案を支持することができない理由が、1から7までの質問で示されていない理由によるのなら、その理由を説明してください。また、なぜそうした立場を取るのか、その理由も説明してください。



(水産庁仮訳)

別添3

日本の沿岸小型捕鯨質問票に対する豪州の回答

国際捕鯨委員会は三種類の捕鯨、すなわち、先住民生存捕鯨、商業捕鯨、特別許可書に基づく研究目的の捕鯨のみを認めている。日本の沿岸小型捕鯨提案が商業捕鯨のカテゴリーに該当する、と日本が言明していることを、豪州は歓迎する。あらゆる形の商業捕鯨に反対する豪州の立場に変化はなく、全世界的モラトリアムを強く支持する。

## 日本の沿岸小型捕鯨提案質問票に対するブエノスアイレス・グループの回答

日本政府が質問票とともに提出し、**IWC**のコミッショナー全員ならびにすべての締約政府に配布された沿岸小型捕鯨に関する**2015年1月21日**の書簡に対し、国際捕鯨委員会 (**IWC**) 加盟国、そしていわゆるブエノスアイレス・グループ (**GBA**) のメンバーであるアルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、メキシコ、パナマ、ペルー、ドミニカ共和国、ウルグアイの諸政府は、鯨類の保存に対する歴史的なコミットメントおよび**IWC**の建設的かつ積極的な活動に取り組む決意を改めて表明する。

この機会に**GBA**は、**IWC65**の場ですでに表明した論旨を繰り返し述べる。この点に関して**GBA**は、**IWC**によって**1982**年に定められた商業捕鯨モラトリアムの継続的实施を強く支持し、鯨の生産物の国際取引再開に断固反対する。

かかる背景により、**GBA**は日本の沿岸小型捕鯨提案を支持することはできない。なぜなら、**IWC65**の場ですでに表明したように、同提案は現在有効な**IWC**の商業捕鯨モラトリアムを脅かすことになると**GBA**は考えるからである。したがって、国際捕鯨委員会から保護資源として指定された資源量の乏しい「**J系群**」への潜在的な影響について、**IWC**科学委員会が懸念を表明していることを思い起こすよう、**GBA**グループは求める。

**GBA**はこの文書をもって、この問題に関する従前の主張を繰り返すとともに、鯨類の保存、非致命的／非摘出的な鯨類の利用及び研究、**1986**年から実施されている全世界的な商業捕鯨モラトリアムの維持、そして**IWC**によって設置された鯨類サンクチュアリの完全性の尊重を支持する従前の決意をあらためて表明する。

最後に、特に鯨類の積極的な保存といった、**IWC**が実施すべき次のステップに関する相互理解の醸成に向けて、日本政府ならびに他の**IWC**メンバー国とともに協働することは、**GBA**メンバーにとってやぶさかではないことを表明する。

沿岸小型捕鯨に関する日本政府からの回章に対するイスラエルの回答

2015年1月21日付けの書簡と添付の質問票につき日本政府に感謝する。

イスラエルは、IWCの商業捕鯨モラトリアムを支持しており、現時点でかかるモラトリアムを解除すべきではないという意見である。したがって、沿岸小型捕鯨に関して附表を修正するという日本の提案を支持することはできない。さらに、かかる提案が資源量の乏しい「J系群」に与えかねない影響について、我々も懸念している。

我々は、日本がこの問題に関して他の加盟国と協働していることを尊重し、この問題についての対話の維持を支持するとともに、IWCの他の問題においてもこのようなアプローチの採用が考慮されることを期待する。



ルクセンブルグ大公国政府  
持続可能な開発・インフラストラクチャ省  
環境局

ルクセンブルグ、2015年4月28日

日本代表IWC コミッショナー  
森下丈二様

森下様

オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア共和国、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、リトアニア、ルクセンブルグ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア共和国、スロベニア、スペイン、スウェーデン、イギリスを代表するEUのIWCコミッショナー、ならびにIWCオブザーバーとして承認を受けた欧州連合を代表して、2015年1月21日の貴信に対し返信いたします。

EUならびにICRW締約国は、ミンククジラ・オホーツク海／西太平洋系統群の沿岸小型捕鯨船による捕獲に向けた附表修正に関する提案 (IWC/65/09) に関して、日本政府が国際捕鯨委員会 (IWC) 加盟国と更に取り組んでいこうとする努力を認識しました。

以前に表明したとおり、EUおよびその加盟国は、鯨を保護することを固く決意しています。鯨類の保存と管理について実効力をもった国際的な規制の枠組みを確保して、鯨類の長期的な保存状態の大幅な改善を保証し、あらゆる捕鯨活動をIWCの管理下に置く、という我々の目的に変わりはありません。

自らの提案が新たな捕鯨カテゴリーを創設するものではなく、商業捕鯨の捕獲枠の設定を図るものである、という日本の考えを我々は認識しました。我々は、商業捕鯨の全世界的モラトリアム維持に対する強い支持を繰り返し表明します。

また、IWC65の場ですでに表明したように、商業的側面を考慮に入れたときに沿岸小型捕鯨が鯨の個体群に与える影響についての重大な懸念を我々は繰り返し表明します。これに加え、同じくIWC 65の場で既に表明したように、この提案の科学的ならびに手続きにかかわる側面の一部には、我々に懸念を抱かせるものがあります。

上記を踏まえ、我々は、ポルトロージュでの議論以降、我々の立場を変化させるに足る新たな実質的な情報はもたらされていない、と考えます。

敬具

IWCルクセンブルグ政府代表  
クロード・ユリジェ(Claude Origer)

## 日本の沿岸小型捕鯨提案に対するNZの見解（質問票）

日本の沿岸小型捕鯨提案は、南大洋における捕鯨をはじめとする、IWCメンバーを分断し続ける重要な諸問題に対する、より広範な決議の文脈の中でしか議論することができない、とNZは考える。

南極海における捕鯨に関する国際司法裁判所の判決は、調査捕鯨（条約第VIII条）または先住民生存捕鯨（附表附表第13項）に該当しない捕鯨は、附表10(e)の商業捕鯨モラトリアムを含む条約附表で定められる様々な禁止の対象になる、と明示している。日本の沿岸小型捕鯨提案は、商業捕鯨モラトリアムが適用されない新たなカテゴリーの設定を実質的に提案しているに等しい。附表10(e)の根本的な目的は、過去においても今後においても、商業捕鯨にモラトリアムを設けるということである。委員会のメンバーとして、NZはこの規定の変更に対抗してきたが、現在もこれに賛成する立場にない。NZには、かかる新たなカテゴリーを設ける条件が現在のところ存在しているとは思われない。

NZは、この提案によって捕獲されることになる資源、とりわけ国際捕鯨委員会から保護資源として指定された資源量の乏しい「J系群」への影響に関し従前に表明した懸念を、繰り返し表明する。

NZは、あらゆる捕鯨で用いられる捕殺方法についての懸念を繰り返し表明する。NZは、安楽死の処置をした鯨とイルカのデータを年次ベースで提出している。しかし、死に至るまでの時間に関する全てのデータを、全ての国が提出しているわけではない。こうした透明性の欠如が、鯨の捕殺方法とこれに関連する動物愛護問題に関するワーキンググループが作業を進めるにあたってその力を十分に発揮できない原因となり、特に捕鯨で用いる具体的な捕殺方法を承認するにあたっての支障となっている。

2015年4月30日

(水産庁仮訳)

合衆国商務省  
国際漁業副次官補  
Washington, D.C.  
20230

2015年5月5日

日本代表IWCコミッショナー  
森下丈二様

国際捕鯨委員会事務局長  
サイモン・ブロッキントン博士経由  
The Red House, 135 Station Road Impington. Cambridge UK CB4 9NP

森下様

沿岸小型捕鯨に関する日本の2014年の提案に対する諸政府の意見を求める、国際捕鯨委員会（IWC）締約政府に対する2015年1月21日の貴信および添付の質問票を、ありがとうございました。合衆国は、各国の見解に対する理解を深めるための、日本の情報収集の努力に感謝します。合衆国は、IWC加盟国との対話を増やし、加盟国の様々な見解を考慮するための日本の作業を支持します。

合衆国は、IWCが大型鯨類の保存と管理の最も重要な機関であると信じ続けています。我々は特に、北西太平洋ミンククジラのJ系群の資源量が乏しい状況であることを懸念しています。合衆国は、IWCの商業捕鯨モラトリウムを支持し続けます。したがって、合衆国は、ミンククジラ西太平洋系統群の沿岸小型捕鯨船による捕獲に向けた附表修正に関する日本の提案を支持することはできません。

日本の沿岸小型捕鯨についての要求に関する、IWCの締結政府に対する日本の働きかけを感謝します。合衆国は、この問題およびその他の問題に関するIWCのメンバー政府との継続的な対話を支持します。

敬具

IWCアメリカ合衆国政府代表  
ラッセル・F・スミス三世 (Russell F. Smith III)